

「日本の女性の歴史に学ぶ」

第3回目(全5回)

結婚=入籍の時代を生きた女性—近代、イ工制度下の女性



女性学研究者・世界人権問題研究センター登録研究員 源 淳子

明治政府は、1873年、軍隊に必要な徴兵制のために戸籍制度を整備した。1889年に制定された『大日本帝国憲法』と『皇室典範』は同等の権威をもち、男性しかないとされた「現人神」である天皇が統治することを決めた。1890年には「教育勅語」によって「父母孝二」「夫婦相和シ」の精神が求められた。親に従い、夫に従う生き方である。それは、国家=天皇に従って生きる「臣民」(国民)のありようも示した。国家の一大事である戦争がおこれば、命を投げ出すことが求められ、戦死した人は「英霊」として靖国神社に祀られた。

1898年、国家体制を支えるもっとも小さな共同体である「家族」には、イ工制度が法制化された。イ工制度の基本は父系の血統集団だが、養子制度は認めた。結婚は相手の家の戸籍に入ること、[入籍]だった。長男を通して家名、家督(財産)、祭祀権(過去帳、仏壇・位牌、墓)が継承された。個人の生き方よりも先相

を大事とする「家」が優先され、国家を支えた。イ工制度に生きる女性は結婚してあたりまえ、長男を産まなければならず、国家のために「産めよ殖やせよ」が強いられた。「嫁をもらう」「嫁にやる」「娘をかたづけける」などのことばが使われたように、モノのように扱われた。良妻賢母思想が教育され、夫・嫁いだ家に従順な妻であり、子どもの教育ができる母であることが求められた。貞操教育も行われ、女性のみならず通罪が適用された。戦時には、「銃後の妻」「日本の母」として生きた。イ工制度に生きる女性は、求められた生き方ができてこそやっと「一人前の女性」として認められたのである。一方男性は、長男はイ工の跡継ぎとして一家を支える家長として生きることが求められた。次男以下には労働力、兵力が求められた。徴兵検査に合格し、働いて妻子を養える男性こそが「一人前の男性」だった。1945年8月、日本は敗戦を迎えた。

問 人権室 TEL 06-6992-1512

戦没者追悼式

市は、先の大戦で亡くなられた人の霊を慰め、新たな平和の願いを込めて次のとおり戦没者追悼式を行います。
時 11月29日(水)午後2時～(午後1時30分開場)
場 市役所1階会議室103・104・105
TEL 06・6992・1570
問 地域福祉課

避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の登録受け付け

市では、災害発生時に自力避難が困難で支援が必要と予想される人を対象に、避難行動要支援者名簿を作成・更新しています。
支援が必要な人のうち、情報の提供に同意してもらえる人の名簿情報を避難支援者に提供し、災害時だけではなく、日頃からの地域での見守りと災害発生時に支援が得られやすい仕組みを作ります。
避難行動要支援者とは
在宅で生活している人で、災害が発生した際に第三者の支援が必要と予想される人です。市では、地域防災計画において、次の人を避難行動要支援者名簿への登録対象者としています。

- (ア)要介護認定3～5を受けている人
(イ)身体障がい者手帳1・2級(総合等級)の所持者
(ウ)療育手帳Aの所持者
(エ)精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者
(オ)障害者総合支援法による障害福祉サービスなどを受けている難病者(カ)～(ク)以外で、市長が支援の必要性を認められた人
避難支援者とは
要支援者を日頃から見守り、災害が発生しそうな場合や発生時に、災害に関する情報伝達、避難を支援してもらう人ですが、確実な支援や救出を確約するものではありません。
「同意者名簿」の提供先(避難支援者)
▽民生委員・児童委員
▽社会福祉協議会
▽消防機関(消防本部・消防団)
▽警察
▽自主防災組織
「同意者名簿」の登録方法
新たに右記(ア)～(オ)に該当する人には、市から「登録希望調査票」を送付しています。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返信してください。
その他、右記の該当者以外でも、在宅で生活している人で自力避難が困難で、支援が必要と予想される人であれば、名簿登録が可能です。詳しくは問い合わせください。

「同意者名簿」で提供する情報
氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、避難支援などを必要とする事由などの個人情報、避難支援者に事前提供します。
その他
▽大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまでも、そのときに「できる範囲内での支援」となりますので、ご理解ください。
▽「同意者名簿」の作成・登録および情報提供にあたり、平常時の見守り活動および避難支援以外の目的に利用することはありません。

問 地域福祉課 TEL 06・6992・1570

さんあい広場ふれあい食堂 開催中

市内6カ所のさんあい広場で「ふれあい食堂」を開催し、小さなお子さんからその家族、高齢者までたくさんの方が集まり、食事や輪投げなどの遊びを通じて交流しています。11月以降の開催についても参加可能で



女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から11月25日(25日は、女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が全国で実施されます。
暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。暴力を根絶するには、何よりも一人ひとりの人権尊重の意識の向上が大切です。被害を受けていたり、暴力を見聞きしたりして、一人で悩んでいませんか。そんな時はまずご相談ください。
市では、人権相談のほか、心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による「女性のための悩み相談(要予約)」を行っています。
市役所庁舎をパープル色にライトアップします!
期間 11月13日(月)～25日(土)
問 人権室 TEL 06・6992・1512



オンライン申請
QRコード

す。申込方法など詳細は広報もりぐち5月号、二次元コードよりご確認ください。
問 高齢介護課 ふれあい食堂担当 TEL 06・6992・1610

高齢者の皆さん、エンディングノートをご存じですか?

市では株式会社鎌倉新書の協力により、エンディングノートを作成し、9月から配布しています。エンディングノートは、自分の人生を振り返り、今までの人生で得たものを整理して思いや望みを書き残しておくものです。また未来を見つめることで、やりたいことに気付いたりするなど、今後をより豊かに生きるための手段として、エンディングノートを活用しませんか。
配 各コミュニティセンター、大日サード、ビスコナー、各地域包括支援センター、高齢介護課
問 高齢介護課 TEL 06・6992・1613



ヒューマンライツ・フェスティバル2023

▽人権啓発作品(標語)入選者表彰式
▽記念講演・絵本作家 長谷川 義史氏の「へいわってすてきな」
時 12月2日(土)午後2時～(午後1時30分開場)
場 守口文化センターエナジーホール
定 先着400人(要予約)
申 11月6日(月)
備 手話通訳・文字通訳あり
人権特設相談 午前10時～午後1時
問 人権室 TEL 06・6992・1512



LGBTQ+交流会

交流テーマ「ありのままの自分である居場所を求めて」
時 11月19日(日)午後2時
場 中部エリアコミュニティセンター
対 性的マイノリティ当事者・家族、理解を深めたい人
講 LGBTQ活動家 藤原直氏
ゲストスピーカー 特定非営利活動法人 MixRainbow 理事長みのり氏 (M・T・F) 定 先着12人
問 人権室 TEL 06・6992・1512